

令和2年度 行政評価表

担当課	人権推進課
章名	第5章_共につくる_未来につながるまち
節名	第5節_人権尊重と平和意識の啓発推進
施策名	1-人権・同和教育啓発の推進

施策の内容	目指す姿	誰もが互いの人権を尊重し、自分らしく生きる社会が形成されています。また、平和意識が世代を超えて継承されています。
	今後に向けた課題・方向性	● 人権意識の高揚を図り、人権啓発、人権教育の推進が必要であり、平成28年12月に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されるなど、人権に関する様々な法整備も進められており、一層の取組に努めます。 ● 人権講座は平成29年度まで平日昼間に開催していましたが、参加可能な層が限られてしまうことから、平成30年度より夜間・休日も開催しました。今後も開催日時や講師選定、周知方法などについても工夫し、多くの町民が参加できるように努めます。 ● 人権相談については、高齢者・外国人・LGBTどの性的マイノリティなどに関する相談が増加してくることが考えられることから、相談体制を充実させ、新たなニーズに対応します。 ● 平和学習の内容は、次世代を担う子どもや町民に戦争の悲惨さを認識してもらえるものとし、平和に対する意識の啓発に努めます。

まちづくり目標値	指標名		目標(令和6年度)
	(1)	人権講座などの参加者数	400人
	(2)		
	(3)		
	(4)		

成果指標の推移		令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度実績
	(1)	未実施				
	(2)					
	(3)					
	(4)					

行政評価表(事業評価一覧)合計	当初予算額	決算額 (単位:千円)				
		決算合計	国・県補助	地方債	その他特定財源	一般財源
	7,001	5,552	3,864	0	31	1,657

今年度の 施策達成度	B	A 施策が既に完了した。見直しや改善を行い最善に近い。（進捗率71～100%）
		B 施策の見直し、改善等の検討余地がある。（進捗率31～70%）
		C 施策を検討したが効果が上がらない。遅れている。未実施。（進捗率0～30%）
施策達成度の理由 （施策に対する今年度の実績 及び効果）	同和問題をはじめとする様々な人権問題に関する差別や偏見を解消するため、町民や事業者、町職員への研修会について、オンライン開催や事業者へ啓発資料を郵送したり、例年とは開催方法を変えて実施した。また、人権担当職員のスキルアップのため、県や民間団体による研修会等に参加した。児童・生徒に対する人権教育として、学校や町の人権擁護委員と連携し、人権教室、人権の花運動等の様々な機会を提供し、幅広く啓発活動を実施した。（人権講座中止の為、「広報いな」に特集を掲載。） 企業人権問題研修会中止の為、啓発資料郵送。職員人権研修は、講師とオンラインで開催。） 個性を認め合い、お互いの人権を尊重しながら共生する社会を築く取組の一つとして伊奈町パートナーシップ宣誓制度を開始した。	

施策実現のための課題	施策を取り巻く環境の変化について	同和問題における心理的差別は未だに解消されていない現状である。戸籍謄本等の不正取得、土地調査事件や、インターネットを使った悪質な差別事象が相次いでいるため、平成28年に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行された。昨今の人権侵害の問題は、障がいのある人や外国人、犯罪被害者や性的マイノリティ等、多岐に渡る。
	住民ニーズの変化について	社会情勢の変化に伴い、多種多様な人権課題が顕在化していることから、これまでの人権施策を推進するとともに新たな人権課題に対する取り組みも望まれている。各人が持つ様々な違いを認め、誰もが安心して生活することができるユニバーサル社会を築くことが求められ、「誰ひとり取り残さない」社会の実現を目標としたSDGs(持続可能な開発目標)の達成に向けた取組が求められる。
	展開した事業は適切であったか	町広報紙や町ホームページ等を活用した啓発などを行い、人権に対する関心と意識の向上を図ることが出来た。また、研修会や人権イベントにおいては、多数の住民や職員に参加いただくことは出来なかったが、オンライン開催や、啓発資料の郵送に替えて実施できたことは、人権意識を考えるきっかけとなり一定の成果をあげられた。
	施策を達成するうえでの障害について	コロナウイルス感染拡大防止の為、多数の方を集めて研修等を開催することが困難な状況にある。

次年度以降における施策の具体的な方向性	「誰ひとり取り残さない」社会の実現を目標としたSDGs(持続可能な開発目標)の達成に向けた取組として、人権に関する関心と意識の向上を図り、これまでの事業を継続し、国、県、周辺自治体、関係機関、地域や学校と連携して、人権問題に関する啓発・教育の充実に取り組む。 同和問題については「部落差別の解消の推進に関する法律」の周知に努め、法律の趣旨を踏まえ、人権意識調査(R1年度実施)の結果を活かし、差別解消の為、効果的、且つ具体的な施策の推進を図る。また、パートナーシップ宣誓制度の開始により、お互いの人権を尊重し、多様性が受け入れられる社会に向けて取り組む。
---------------------	--

第6次行政改革大綱に基づく取組の進捗状況	国、県はもとより旧北足立郡内14市町の自治体と連携し、同和問題をはじめとする様々な人権課題の解消に向け、取り組みを進めてきた。また、人権擁護委員や学校と連携し、啓発活動や事業展開を協働で行っている。
----------------------	---

令和2年度 行政評価表

担当課	人権推進課
章名	第5章_共につくる_未来につながるまち
節名	第5節_人権尊重と平和意識の啓発推進
施策名	2-人権に係る相談の充実

施策の内容	目指す姿	誰もが互いの人権を尊重し、自分らしく生きる社会が形成されています。また、平和意識が世代を超えて継承されています。
	今後に向けた課題・方向性	● 人権意識の高揚を図り、人権啓発、人権教育の推進が必要であり、平成28年12月に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されるなど、人権に関する様々な法整備も進められており、一層の取組に努めます。 ● 人権講座は平成29年度まで平日昼間に開催していましたが、参加可能な層が限られてしまうことから、平成30年度より夜間・休日も開催しました。今後も開催日時や講師選定、周知方法などについても工夫し、多くの町民が参加できるように努めます。 ● 人権相談については、高齢者・外国人・LGBTどの性的マイノリティなどに関する相談が増加してくることが考えられることから、相談体制を充実させ、新たなニーズに対応します。 ● 平和学習の内容は、次世代を担う子どもや町民に戦争の悲惨さを認識してもらえるものとし、平和に対する意識の啓発に努めます。

まちづくり目標値	指標名		目標(令和6年度)
	(1)		
	(2)		
	(3)		
	(4)		

成果指標の推移		令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度実績
	(1)					
	(2)					
	(3)					
	(4)					

行政評価表(事業評価一覧)合計	当初予算額	決算額 (単位:千円)				
		決算合計	国・県補助	地方債	その他特定財源	一般財源
	551	510	50	0	0	460

今年度の 施策達成度	B	A 施策が既に完了した。見直しや改善を行い最善に近い。（進捗率71～100%）
		B 施策の見直し、改善等の検討余地がある。（進捗率31～70%）
		C 施策を検討したが効果が上がらない。遅れている。未実施。（進捗率0～30%）
施策達成度 の理由 （施策に対する 今年度の実績 及び効果）	人権擁護委員による人権相談業務は相談者に寄り添い、心のケアを行うとともに、法務局と連携し、人権侵害事象の被害者を救済している。令和2年度は、コロナウイルス感染拡大防止の為、法務局通知により人権相談が中止となり、法務局の電話相談やインターネットでの相談機会を、ホームページや広報で周知した。人権擁護委員の資質向上や相談技術の習得、情報交換に繋がる上部組織の「さいたま人権擁護委員協議会」や近隣市で構成する「中部人権擁護委員会」による研修会や各種人権イベントも中止となったが、オンライン研修へ参加できた。伊奈中央会館においても随時、相談に対応し、地域住民の信頼を確保している。	

施策実現のための課題	施策を取り巻く環境の変化について	社会情勢が急速に変化するなか、人権問題も多種多様化している。昨今の情報化の進展とともに、インターネット上の人権問題が増加。核家族化や少子高齢化社会等の影響から高齢者にかかわる人権問題、いじめや子どもへの虐待、さらには性的マイノリティなどの人権問題がクローズアップされてきた。また、「部落差別の解消の推進に関する法律」が制定され、相談体制のさらなる充実が求められている。
	住民ニーズの変化について	従来の面談による人権相談に加え、情報化の進展にともないインターネットによるSNSや電子メール等を利用した人権相談など、多岐にわたる相談の手段に応える体制と能力が必要とされ、即座に対応できる相談システムの充実が求められる。
	展開した事業は適切であったか	人権相談により「悩み事」の中に隠されている「社会的な課題」を発見し、問題点やその背景を分析し施策に結びつけることができる。誰もが生まれながらに持つ権利である人権を守るための一番身近な地域の相談窓口として機能し、相談者の心の安定に繋がった。
	施策を達成するうえでの障害について	人権侵害の被害者は多面的な弱者や孤立化していることが多く、情報が届かなかったり、相談会に足を運ぶことすら困難である場合がある。よって、深刻な被害を受ける前に少しでも支援するために早い段階で相談を受けて頂けるような工夫が必要である。

次年度以降における施策の具体的な方向性	今後においても引き続き、法務局等の関係機関と連携し、相談体制の充実と人権擁護委員をはじめとした相談対応者の資質向上を図る。また、人権擁護委員制度が町民に十分理解されるよう啓発すると共に、人権擁護活動に対する支援を行う。伊奈中央会館についても地域住民の交流事業等を通して住民が気軽に来館できる環境を整備し、各種相談事業を推進する。
---------------------	--

第6次行政改革大綱に基づく取組の進捗状況	国、県、近隣市の人権擁護部局、人権擁護委員、各種関係機関との連携を密にし、人権擁護活動を支援し、人権相談窓口の充実を推進している。また、人権擁護委員や学校と連携し、啓発活動や事業展開を協働で行っている。
----------------------	---

令和2年度 行政評価表

担当課	人権推進課
章名	第5章_共につくる_未来につながるまち
節名	第6節_男女共同参画の推進
施策名	1-男女共同参画社会への意識啓発

施策の内容	目指す姿	男女共同参画が進み、町民一人ひとりが性別に関わらず、家庭や地域、職場などあらゆる場所で個性や能力を発揮し、いきいきと活躍しています。
	今後に向けた課題・方向性	● 男女共同参画社会を実現するため、これまでの取組を検証し、より効果的な施策の推進に努めます。 ● 男女共同参画に関する町民意識調査を実施し、第3次伊奈町男女共同参画プランの策定に向けた取組を進めます。

まちづくり目標値	指標名		目標(令和6年度)
	(1)	審議会などの女性登用率	35.0%
	(2)		
	(3)		
	(4)		

成果指標の推移		令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度実績
	(1)	29.6%				
	(2)					
	(3)					
	(4)					

行政評価表(事業評価一覧)合計	当初予算額	決算額 (単位:千円)				
		決算合計	国・県補助	地方債	その他特定財源	一般財源
	134	75	0	0	0	75

今年度の 施策達成度	B	A 施策が既に完了した。見直しや改善を行い最善に近い。（進捗率71～100%）
		B 施策の見直し、改善等の検討余地がある。（進捗率31～70%）
		C 施策を検討したが効果が上がらない。遅れている。未実施。（進捗率0～30%）
施策達成度の理由 （施策に対する 今年度の実績 及び効果）	男女共同参画社会の実現に向けた啓発活動として、広報やホームページを活用した情報発信や情報提供を行い理解の促進を図った。	
	内閣府男女共同参画局で推進している「おとう飯はじめよう」キャンペーンの認知、理解の促進を図り、料理を通じた家事への参画を促進し、男性の家事・育児等への参加の拡大を図った。 また、県主催のパープルリボンキャンペーンに参加し、来場者にパープルリボンのタペストリーを制作・展示してもらい、女性に対する暴力を許さない社会を目指す活動を広げた。	

施策実現のための課題	施策を取り巻く環境の変化について	男女共同参画社会基本の施行から20年余りが経過し、この間様々な事業が展開されてきたことから女性が働くことへの理解や性別による固定的な役割分担意識の変化など少しずつ状況の改善が進んできているが、平成27年9月の女性活躍推進法施行に伴い、女性が個性と能力を職業生活において十分発揮できる社会の実現を図るための更なる取組が必要である。
	住民ニーズの変化について	性別による固定的な役割分担意識は変化してきたものの、今もなお社会慣行、職場、家庭、地域において男女の地位が平等でないと感じている人は多い。男女が共に家庭生活と仕事、地域活動を両立しやすい環境を整備し、あらゆる場において参画する機会を平等に保障し、活力ある社会を作ることが求められている。
	展開した事業は適切であったか	町の男女共同参画施策の指針となる第2次伊奈町男女共同参画プランに基づき、目標達成に資する事業を展開することができた。
	施策を達成するうえでの障害について	各種啓発活動や研修会等を通じて意識改革を図って来たが、審議会等での女性の登用率の低さや、社会のあらゆる分野において未だに残る性別による固定的な役割分担意識が男女共同参画を妨げている。

次年度以降における施策の具体的な方向性	新たに策定する第3次伊奈町男女共同参画プランの基本理念を浸透させ、男女が共に参画できる環境を構築し、男女共同社会の実現のために適切で効果的な施策を展開していく。
---------------------	--

第6次行政改革大綱に基づく取組の進捗状況	第2次伊奈町男女共同参画プランに基づき、県や近隣自治体、庁内関係部署と連携し施策に取組むとともに、専門知識習得のための研修会に参加し、職員の技術習得を図った。
----------------------	---

令和2年度 行政評価表

担当課	人権推進課
章名	第5章_共につくる_未来につながるまち
節名	第6節_男女共同参画の推進
施策名	2-男女共同参画施策の推進

施策の内容	目指す姿	男女共同参画が進み、町民一人ひとりが性別に関わらず、家庭や地域、職場などあらゆる場所で個性や能力を発揮し、いきいきと活躍しています。
	今後に向けた課題・方向性	● 男女共同参画社会を実現するため、これまでの取組を検証し、より効果的な施策の推進に努めます。 ● 男女共同参画に関する町民意識調査を実施し、第3次伊奈町男女共同参画プランの策定に向けた取組を進めます。

まちづくり目標値	指標名		目標(令和6年度)
	(1)		
	(2)		
	(3)		
	(4)		

成果指標の推移		令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度実績
	(1)					
	(2)					
	(3)					
	(4)					

行政評価表(事業評価一覧)合計	当初予算額	決算額 (単位:千円)				
		決算合計	国・県補助	地方債	その他特定財源	一般財源
	320	320	0	0	0	320

今年度の 施策達成度	A	A 施策が既に完了した。見直しや改善を行い最善に近い。（進捗率71～100%）
		B 施策の見直し、改善等の検討余地がある。（進捗率31～70%）
		C 施策を検討したが効果が上がらない。遅れている。未実施。（進捗率0～30%）
施策達成度の理由 （施策に対する 今年度の実績 及び効果）	重大な人権侵害であるDV被害への対策が重要視されていることから、平成27年度から拡大した相談枠を維持し、相談者が利用しやすい体制を整えている。専門の相談員による定期相談及び担当職員による随時相談の受付件数は66件あり、相談業務に必要な知識習得のため、スキルアップ研修会への参加や積極的な情報収集に努め、業務の質の向上を図ることができた。	

施策実現のための課題	施策を取り巻く環境の変化について	DVやセクシュアルハラスメントなど女性の人権を脅かす問題への理解は広がっているが、事案によっては重大な事件につながるケースもあることから、庁内関連部署や外部機関等と緊密に連携し、支援していく必要がある。また、「デートDV」「リベンジポルノ」「JKビジネス」など若年層がターゲットとなる問題も顕在化していることから、若年層への意識啓発や相談支援体制の整備についても検討が必要である。
	住民ニーズの変化について	DVの相談内容については、コロナ禍の影響から身体的暴力だけでなく精神的暴力や経済的暴力等の割合が増加している。また、DVが発生している家庭では子への虐待も視野に入れた対応が必要となってくるため、庁内関連部署や学校、警察などの外部機関と連携した支援が求められる。
	展開した事業は適切であったか	それぞれ問題を抱える相談者の立場に立ち、不安や痛みに寄り添いながら相談に応じることによって相談者に少しでも安心感を与えることができた。 関連部署と連携し、相談者へ適切な支援ができた。
	施策を達成するうえでの障害について	DVは潜在化しやすく被害が深刻化しやすいため、被害者の早期発見と安全確保が課題となっている。

次年度以降における施策の具体的な方向性	多様な問題に対処するため、研修会等へ積極的に参加し担当職員の相談技術の向上を図るとともに、適切な相談及び支援対応ができるような体制の整備を継続していく。相談日を平日の他、土曜日の実施を行い相談機会の拡充を図る。また、「女性相談」を広く住民に周知するため、ホームページや広報の活用、各種イベント時や人権研修参加者へチラシを配布するなど、相談者が気軽に訪れてもらえるような工夫が必要である。
---------------------	---

第6次行政改革大綱に基づく取組の進捗状況	担当職員の知識、技術向上のための研修会に積極的に参加し、相談体制の充実を図る。また、DV事案については、埼玉県婦人相談センター、東部中央福祉事務所、上尾警察等の外部機関並びに庁内関連部署と連携を密にし適切な処置を講ずる。
----------------------	--